

令和 8 ・ 9 年度 日高川町建設工事入札参加基準

(令和 8 年 7 月 1 日改定)

入札参加資格業者については、公平性、透明性、競争性の確保に留意し、令和 8 年 7 月 1 日から、下記に基づき行うこと。

記

- 1) 各発注機関は、建設工事等入札参加資格者審査委員会が示すガイドライン(別表)に基づき、入札に参加する者に必要な資格を決定するものとする。
- 2) 入札参加者数等を勘案し、競争性の確保及び地域性を考慮の上、適宜、区域等を決定するものとする。
- 3) 予定価格(税抜き) 7,000 万円以上の工事については、特定建設業許可業者の許可と監理技術者の配置の条件を付するものとする。
(経常 J V は、構成員に特定建設業の許可業者が含まれている事。)
- 4) 発注基準額、3,000 万円以上の工事は、出来る限り総合評価方式の導入を図る事。
- 5) 本町内に新規本店登録の業者は新規登録日より 1 年を経過していない者は、1 年を経過した後に入札参加資格を有するものとする。初年度は最下位の発注基準額区分とし、次年度以降は、その施工実績等を勘案して判断する。(実績の少ないものは、350 万円以下の工事を対象とする)
※但し、上記に加えて町外から町内に、本店登録する者の内、県の入札参加資格認定 D ランク業者においては、上位ランクに、ランクアップされた後の認定となり、D ランク業者では認定されない。ランクアップされた後は、初年度は最下位の発注基準額区分とし、次年度以降は、その施工実績等を勘案して判断する。また、水道施設工事、造園工事等の W ランク業者は、県の総合点数が 750 点以上でないと認定されない。750 点以上となった後は、初年度は最下位の発注基準額区分とし、次年度以降は、その施工実績等を勘案して判断する。
 - ・新規参入予定業者(町内建設業者)の代表者は、過去 1 年以上継続して町内に居住していること。
 - ・新規参入予定業者(町内建設業者)で入札参加資格申請が成されていない場合は、随時受付時期(町内建設業者に限る)令和 8 年 4 月から令和 9 年 11 月末までに入札参加資格申請書を電子申請にて提出すること。その認定期間は、ランク評価日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。※新規登録日とは、本町内に本店登録をした日を指し、登記簿に記載された日付もしくは建設業許可証明書(住所が町内となっている)の許可日を登録日とする。
- 6) 経常 J V での入札参加資格認定を行った業者については単体での入札参加はできない。

7) 経常 J V の発注基準額は、単体の業者と同様の取り扱いとする。
ただし、経常 J V の構成員のうち、上位の者が属した発注基準額区分より 1 つ上の区分までとする。

8) 町内業者・町外業者の区分については、建設業許可証明書の住所が町内であるか町外であるかにより判断する。
よって本社・本店が町内であるか町外であるかにより決定する。

(格付けの一時取消し条件)

9) 工事成績等で著しく工事成績が低い場合(工事成績評定点 5 5 点未満)は 3 ヶ月の間格付けを取消す。

1 0) ①完成工事原価に占める外注費の割合が 9 5 %以上、かつ技術者が 1 名
②営業所の実態が伴わない場合は、取消条件が解消するまでの間、格付けを一時取消す。

1 1) 法令遵守等に従わない場合

日高川町建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱により、措置をする。
(例)：契約違反、一括下請け、工程管理、施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示をおこなったがこれに従わなかった場合は、規定日数まで格付けを取り消す。

※ 建設業法や各法令に遵守。(基本的には和歌山県の格付け取消し制度、日高川町建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に準じる。)

(別表)

発注基準（ガイドライン）

◎町内建設業者の発注基準について

（発注機関は、地域の実情に応じて基準を設定して、運用する事ができる。）

（土木一式工事）

等 級	町点数を加えた総合点数	内 訳	
A	1,000 点以上	25	社
B	880 点以上～ 1000 点未満	17	社
C	750 点以上～ 880 点未満	7	社
D	750 点未満	3	社

合計 52 社

（土木一式工事） 発注基準額「予定価格（税抜き）」

ランク	参加資格業者数	金 額 区 分
A ランク	25 社	3,000 万円以上
A+B ランク	42 社	1,500 万円以上～ 3,000 万円未満
A+B+C ランク	49 社	700 万円以上～ 1,500 万円未満
A+B+C+D ランク	52 社	700 万円未満

- * 業者点数は和歌山県内統一のランク付けにより各業者の通知のあった総合点数を基本枠として、町点数等を加えた合計評点で、上位点数よりグループ枠を決めて町の発注基準額を決定した。
- * アスファルト舗装、橋梁等の特殊工事は発注基準に該当しない。
- * この発注基準は、令和 8 年 7 月 1 日以降の入札参加資格審査会の案件より適用する。
- * その他
 - ・町内で施工可能な業者がいない工事、又は町内業者のみでは競争性が確保できないと思われる工事は町外業者を含め発注すること。
 - ・建築一式工事・管工事・塗装工事・電気工事・その他の工事については、ランク分は行わない。設計金額に関係なく、入札参加資格を有する業者に発注されます。